

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月及び同年3月

私は、昭和45年1月に、実家のあるA町からB市に転居し、妹と焼肉屋を営み、同年7月に実家に戻った。

転居していた期間の私の保険料も、実家の母が、毎月集金に来ていた町内会の人に、母の保険料と一緒に支払っていた。

納付したことを証明するものは無いが、社会保険事務所からの申立期間の納付記録は無いとの回答は納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和42年に国民年金に加入して以降、60歳になるまでの国民年金被保険者期間の国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて納付し、平成3年7月から国民年金基金にも加入している。

また、申立人の母も、昭和40年4月に国民年金に加入した後、49年に死亡するまでの被保険者期間の保険料をすべて納付し、47年4月からは付加保険料も納付していることから、申立人及びその母は、保険料の納付意識が極めて高かったことが認められる。

さらに、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ2か月と短期間である。

加えて、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母は、申立期間に係る保険料を納付していることが確認できる上、申立人がB市に転出していた期間である昭和45年4月から同年7月までの期間の保険料は納付済みとなっており、申立人がA町に転入した後に申立人の母が納付したものと推測できることから、申立期間のみが未納とされていることは

不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から同年8月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月から同年8月まで

申立期間当時、国民年金に任意加入ができることを知ったので、将来のために近くの区役所に行き、加入手続をして、3か月分の国民年金保険料を納付し、年金手帳を交付してもらった。その後、自宅に年配の男性が集金に来られたが、ちょうどそのころ、子供二人が大学へ進学し、出費が多い時期だったので、また払えるようになってから払うと言って、いったん断った。証明する資料は引越しの時に整理したので見付からないが、手元に年金手帳が有るのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初からその夫の扶養に入っていたため、国民年金に任意加入できることを知らなかったが、申立期間当時、初めてそのことを知り、将来のことを考えて、区役所で国民年金に任意加入したと主張しており、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」と市が保管する国民年金被保険者名簿には、被保険者となった日が昭和56年6月22日と記載されていることから、同日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、付加保険料も同時に納付する手続を行いながら、任意加入当初から保険料納付を行わなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の申立期間当時の記憶は鮮明であり、供述内容も具体的に申立内容に不自然さはみられず、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、付加保険料を含め、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から4年2月まで
② 平成5年1月から同年3月まで

私は、国民年金の第3号被保険者資格が創設された昭和61年4月から夫が定年退職する平成5年1月まで、一度も就労したこともなければ、ほかに所得を得たこともなく、申立期間①も第3号被保険者に該当していたはずである。

また、平成5年1月に夫が定年退職し、同年4月に再就職するまでの3か月については、夫が3万円ぐらいを一括で納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の夫は、平成5年1月に定年退職したことに伴う、区役所での国民健康保険の加入手続をした際、申立人が第1号被保険者に該当するため、5年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付するよう指摘を受け、3万円ぐらいを一括で納付したとしている。このことについて、社会保険庁のオンライン記録では、5年1月11日に第3号被保険者資格を喪失、同日に第1号被保険者資格を取得したことの処理が同年3月31日になされており、翌4月末日までは現年度保険料として区役所で納付することができることから、申立内容に不自然さは無く、また、平成4年度の保険料額は1か月9,700円であり、その夫が一括で納付したとする保険料額3万円と一致する。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、国民年金の第1号被保険者資格を取得した平成5年1月11日と、当

該資格を喪失した同年4月1日の記録が、同年8月10日に職権により取消処理がなされているが、かかる取消処理を行う合理的な理由は無く、行政の事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金の第3号被保険者資格が創設された昭和61年4月から、その夫が定年退職する平成5年1月までの間、一度も就労しておらず、その他の所得を得たこともないとしている。

しかし、その夫が加入していた健康保険組合から、申立人の扶養認定履歴は、平成2年12月3日削除、4年3月17日認定となっており、扶養認定の処理は、本人等が同組合に届出をすることにより行われるものである旨の回答があり、この扶養認定履歴は、社会保険庁のオンライン記録である2年12月3日資格喪失、4年3月17日資格取得との記録と合致したものとなっている。

なお、所得証明書、国民健康保険の納付記録及び掛かり付け病院のレセプト等は、保存年限経過のため確認できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年2月まで

私は、国民年金の保険料を市町村役場の窓口で納付しており、昭和59年10月から60年2月までの保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録は、昭和46年6月に国民年金に加入して以降、60歳に到達した平成20年12月までは、申立期間の5か月を除き納付済みとなっている上、申立人の夫の納付記録も昭和44年6月に国民年金に加入して以降、平成20年12月現在までは、昭和60年1月から同年3月までの3か月（申立人の夫自身の申立期間）を除き納付済みとなっていることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、その夫が経営する個人事業所の事業専従者であり、申立期間を含む昭和59年分及び60年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険控除額（申告分）の欄に記載された金額（昭和59年分：7万3,470円、60年分：7万9,320円）は、それぞれ当該年に納付すべき保険料額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
私の妻が、私たち夫婦の国民年金の保険料を市町村役場の窓口で納付しており、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録は、昭和 44 年 6 月に国民年金に加入して以降、平成 20 年 12 月現在までは、申立期間の 3 か月を除き納付済みとなっている上、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻の納付記録も、昭和 46 年 6 月に国民年金に加入して以降、60 歳に到達した平成 20 年 12 月までは、昭和 59 年 10 月から 60 年 2 月までの 5 か月（申立人の妻自身の申立期間）を除き納付済みとなっていることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係る納付記録をみると、納付日が分かる昭和 60 年度以降は、平成 3 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 8 月に、6 年 5 月及び同年 6 月の保険料を 8 年 3 月に過年度納付しているのを除き、すべて現年度納付しており、納付意識の高かった申立人が申立期間の 3 か月分だけ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫名義の信用金庫の口座から口座振替により納付していた。しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 5 月 27 日から国民年金に任意加入しており、申立人が申立期間当時居住していた市役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、54 年 2 月から国民年金保険料の口座振替による納付を開始している。

しかしながら、当該被保険者名簿により、申立人は昭和 57 年 12 月 5 日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、58 年 1 月 7 日付けで口座振替を廃止していることが確認できる。

また、申立人が国民年金保険料の口座振替をしたと申し立てている信用金庫の預金口座からの申立期間における出金記録を確認したところ、申立期間のうち昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の口座振替記録は無く、このほか、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち昭和 57 年 12 月分の国民年金保険料は、口座振替により同年 12 月 31 日に納付されているが、申立人は同年 12 月 5 日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることから、社会保険事務所は制度上、同年 12 月分の国民年金保険料を収納することはできないため、同月を未加

入期間とするとともに、平成 20 年 6 月 6 日付けで還付決議を行っている。当該処理は国民年金法にのっとり適正に行われたものと認められるが、社会保険事務所は納付確認後ただちに還付の手続を行うべきところ、長期間当該手続を怠り、同月分の保険料相当額が申立人に還付された事実も認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人が国民年金被保険者資格を喪失していることを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 57 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

平成4年11月分から5年3月分までの国民年金保険料を私の妻は納付しており、確定申告書控にも納付した額が記載されている。その期間が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成4年分及び5年分の確定申告書控によると、平成4年及び5年とも1年分の国民年金保険料を納付したことが確認でき、納付したとする金額も納付すべき国民年金保険料額と一致している。

また、当該確定申告書を作成した税理士は「通常は所得控除に該当する領収書等を確認して確定申告書を作成している。」と供述している。

さらに、申立人は昭和59年に国民年金手帳の交付を受けてからは、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付を行なったとする申立人の妻も53年4月以降は申立期間を含み国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 52 年 11 月に会社を退職して、年金を受給するためには加入期間が合計 30 年必要と思い、任意加入をした。国民年金加入期間のうち、58 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月について未納となっているのはおかしいので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、申立人の妻は昭和 36 年 4 月に国民年金に加入してから、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 58 年 11 月 26 日に資格喪失手続きをとっていることが確認でき、その時点で未納があれば市が督促する上、通常翌年度に社会保険事務所から督促が行われることから、申立期間（3 か月）を未納で放置するとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、「申立人がお金を管理し、夫婦の国民年金保険料も申立人が納付していた。」と供述しており、申立期間について妻が納付済みとなっていることから、申立人が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和23年12月1日であること、また、資格喪失日は26年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から26年1月1日まで

私は、昭和22年12月から25年12月までA社に勤務したが、社会保険事務所から被保険者記録が無いとの回答があった。

同僚には、同社での被保険者記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、申立ての事業所において昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の記録が確認できる。

また、今回確認できた厚生年金保険被保険者台帳のほかに、申立人については、厚生年金保険被保険者証記号番号（被保険者台帳記号番号）が異なる被保険者台帳があり、計2枚の厚生年金保険被保険者台帳が作成・保管されていたこととなるが、申立ての事業所に係る記録が記載された厚生年金保険被保険者台帳の記録は、基礎年金番号に統合されないままになっている。

さらに、申立ての事業所については、当該期間について、社会保険庁のオンライン記録に適用事業所として記録されておらず、社会保険事務所にも健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない。

しかし、申立人の同僚8人についても、同社で昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、今回確認できた厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記録されている

ことから、申立ての事業所は同年 12 月 1 日には厚生年金保険の適用事業所となっていたものと判断することができる。

また、資格喪失日については、厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失年月日は記載されていないが、昭和 25 年 12 月 28 日の大納会で退職の挨拶をしたこと、及び同僚の娘（昭和 23 年生）を散歩に連れて歩いたことについての記憶が明確なことから 26 年 1 月 1 日であると判断することができる。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 12 月 1 日から 23 年 11 月 30 日までの期間については、当該期間に申立ての事業所で被保険者となっている者が確認できず、厚生年金保険の適用事業所であったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立ての事業所における資格取得年月日及び資格喪失年月日は、昭和 23 年 12 月 1 日及び 26 年 1 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年4月8日、資格喪失日を同年7月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和26年4月から同年6月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月中旬から同年8月初めまで

昭和26年3月に中学校卒業後、直ちに同級生と申立事業所に織布工として入社し、同年8月初めに入社した同級生と共に退社して転職した。

昭和26年7月分の「賃金計算書」があり、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた昭和26年7月分の「賃金計算書」で控除されている厚生年金保険料は、申立期間当時の標準報酬月額に見合う保険料額と一致しており、申立人が主張する事業所の所在地、業務内容等の供述は具体的であり、当時の同僚数人の供述とも一致していることから、申立人が申立期間当時申立事業所に勤務しており、申立期間のうち昭和26年4月から同年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と同学年で中学卒業後申立事業所へ入社したとみられる者9人全員が厚生年金保険に加入しており、そのうち6人の資格取得日が昭和26年4月8日となっていることから、申立人についても同日に資格を取得したものと認められる。

さらに、申立事業所における給与対象期間の起算日、申立人の実際の出勤日等は不明だが、昭和26年7月分の「賃金計算書」の出勤日数が「11日」となっていること、及び申立事業所を退職後の同年8月5日から別の事業所において被保険者資格を取得していることから、同年7月に申立事業所を退職したと

考えられ、7月1日を給与対象期間の起算日とし、日曜日を除き11日目となる同年7月13日まで申立事業所に勤務し、同年7月14日に資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額から2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の被保険者名簿には申立人の被保険者としての記録が無い上、事業主は当時の関係資料が無いため確認できないとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出されていた場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると考えられ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えるのは難しい。したがって、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行わず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から56年12月まで

私は、昭和46年4月に結婚し、その年の後半に市役所へ行き、国民年金の加入手続をしたことを覚えている。

夫も国民年金に加入していたので、当初は、私が市役所から送られて来た納付書を持って銀行で保険料を納付し、途中から口座振替で納付していた。

国民年金に加入した当初の時期である申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は昭和46年4月1日であるが、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年1月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、54年9月までの保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと供述しており、保険料の納付記録は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期である昭和57年1月から納付済みとなっていることと一致している。

さらに、申立人は、昭和46年4月の婚姻後、同一市内で3回転居しているものの、他市町村への転出はしておらず、婚姻後に加入手続を行ったとすることから姓に変更は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 595 (事案 305 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年9月まで

私は被爆者であり医療が必要であったため、昭和37年4月ごろに父が申立期間当時住んでいた自宅近くの市役所の出張所で被爆者健康手帳の申請手続及び国民年金加入手続を行った。

父は、まじめできちようめんな性格であり、支払うべきものはきちんと支払う人間なので、私の国民年金保険料を納付してくれているはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父は、既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その父が国民年金加入手続及び被爆者健康手帳申請手続を同時に行ったと説明しているが、被爆者健康手帳の申請日が、制度上、国民年金の加入手続が開始される前の昭和35年9月1日であるのに対し、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出管理簿から、41年10月ごろに国民年金加入手続が行われたと推測することができ、国民年金被保険者資格取得日は41年10月5日となっており、その申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、被爆者健康手帳が交付された当時に国民年金加入手続が行われていないか、申立期間におけるA地区の国民年金保険料の集金担当者及び国民年金保険料集金管理簿等に関する調査が尽くされていないため初回の申立てで年金記録の訂正不要の決定がなされたのではないかと主張するため、今回、これらを再調査するに当たり、B市に対して関係する事項について文書で照会を行った結果、被爆者健康保険手帳が交付された当時には国民年金加入手続が行われていなかったなど、申立内容を証するものが把握できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私は、昭和36年4月ごろに、市町村役場から知らせがあったのをきっかけに夫婦で国民年金の加入手続を行い、妻が自宅に来ていた役所の職員か集金人に夫婦二人分の保険料を納めていた。国民年金手帳を受け取った記憶もあり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の資格を取得しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で払い出されており、その払出日は前後の任意加入者の資格取得日から36年3月ごろと推認できる。また、申立人は、申立期間当時の保険料を月額100円か150円ぐらいと記憶しており、当時の保険料額とおおむね一致する。

しかしながら、申立人は申立期間の国民年金保険料については、その妻が夫婦二人分を納付したと申し立てており、申立人は申立期間の保険料納付には直接関与していない。

また、申立人の妻の保険料納付記録等をみると、昭和36年3月ごろに申立人と連番で払い出された国民年金手帳記号番号については、37年1月1日に資格喪失しており、それまでの記録は未納となっている。

さらに、申立人の妻については、昭和49年6月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人の妻からは、体調が悪いことなどを理由に、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付状況について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年10月まで

私が、A事業所を昭和58年7月に退職した後に、母親が国民年金加入手続を代わりに行ってくれ、国民年金保険料の納付についても、母親が郵便局や銀行で納付してくれていたはずである。しかし、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年7月に会社を退職した後に母親が国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、同年7月及び同年8月は申立人が20歳に到達する前の期間であり、国民年金に加入することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、2度目に勤務した会社を退職した直後の平成元年4月4日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は昭和58年3月21日から平成8年10月31日までの間は同じ住所に住んでいたことなどから、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、国民年金手帳記号番号払出簿の調査等によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、代わりに加入手続等を行ったとする申立人の母親も加入手続、保険料額及び納付頻度については覚えていないとしているなど、記憶が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年9月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から半年か1年ぐらいの間、当時勤務していた事業所の給与から国民年金保険料が天引きされ、同事業所の事務の担当者が、従業員の保険料をまとめて2か月か3か月ごとに勤務先に来ていた集金人に納付していた。時には自分で事業所に来ていた集金人に現金で納付することもあった。

その後、国民年金保険料を納付しなくなったが、昭和45年か46年ごろに、未納となっていた10年間分ぐらいの国民年金保険料を2か月に1回ぐらいの割合で、分割により集金人に支払った。

申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から半年か1年ぐらいまでは、勤務先の事業所の給与から国民年金保険料が天引きされ、事務担当者が集金人に納付していたと申し立てているが、当該事業所の現在の事業主は、「自分は45年から勤務しているが、給与から国民年金保険料が控除されたことはなく、集金人が事業所に来ていたという話も聞いたことが無い。」としている。また、当該申立てを裏付ける関連資料や同僚の供述等の周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和45年か46年ごろに未納となっていた10年間分の国民年金保険料をさかのぼって集金人に分割で納付したと申し立てているが、過年度納付及び特例納付の保険料は集金人に納付することはできず、申立内容と符合しない上に、申立人は、納付金額や納付回数等については、よく覚えていないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管している特殊台帳をみると、昭和46年

10月から47年3月までの保険料を48年12月に過年度納付した記録が確認でき、昭和47年度から50年度までの納付月数の欄が「0」から「12」に訂正されていることから、当該期間の保険料は過年度納付又は特例納付により納付されたことが推認できるところ、申立人は、その記憶は無いとしていることから、未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期や対象期間について記憶違いをしている可能性も考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から58年12月まで

国民年金の加入手続の時期についてはよく覚えていないが、国民年金保険料は毎月又は四半期ごとに納付書によって自宅近くの郵便局で納付していた。

昭和54年9月から58年12月までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和59年7月30日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち57年3月以前の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと申し立てているが、申立人が当時居住していたA市において郵便局での納付が可能となったのは早くとも昭和58年度以降である。

さらに、A市が保管している国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和59年1月から同年3月までの保険料を61年3月18日に過年度納付していることが確認でき、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

私は、平成元年 4 月 1 日に A 社に準社員として採用され、現在も継続して勤務している。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間前後は厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間は未加入とされており、納得できない。

もし、厚生年金保険に未加入であるなら、国民年金の第 3 号被保険者に該当するはずなのにその記録も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について雇用保険の加入記録が確認できること、また、申立ての事業所の総務経験者及び同僚の供述から、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険に加入している申立期間前後については、雇用保険の被保険者区分が「一般被保険者」とされているのに対し、厚生年金保険の加入記録の無い申立期間については、「短時間労働者」とされていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同様に平成 6 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失している者が数人確認でき、総務経験者は、「準社員について、勤務時間を短縮することとし、これに伴う厚生年金保険や健康保険の取扱いについて説明していた時期がある。」と供述している。

さらに、準社員であったと供述する申立人は、勤務時間が 7 時間から 5 時間 30 分になった時期があるとしていることから、申立期間については、勤務時間の変更が行われたことにより、短時間労働者として厚生年金保険の加入要件に該当しなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間について、申立人の夫が勤務する事業所の健康保険組合において、夫の被扶養者として認定されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 21 日から 47 年 5 月 21 日まで
昭和 44 年 6 月に私の友人の知り合いの A 氏と一緒に B 社に入社し、当初は C 社の D 工場で、その後は別の場所にある E 工場で彼と一緒に働いていた。

申立期間当時は各地に業務で出張していたし、多くの同僚の名前も覚えているにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録が 1 か月しかないのは考えられない。

昭和 47 年 5 月から厚生年金保険の加入記録がある F 社について明確な記憶は無いが、記録があるのなら在籍していたのかもしれない。

しかし、それ以前の期間が抜けているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に申立ての事業所で 1 か月の厚生年金保険の加入記録があること、また、申立人が同事業所の従業員の名前や業務内容について詳しく供述していることから、申立人が同事業所関係の仕事をしていたことは推認できる。

2 しかし、以下のことから、申立人が申立期間に申立ての事業所の従業員として在籍していたとは考え難い。

(1) 申立人と一緒に申立ての事業所に入社したとする A 氏も 1 か月の厚生年金保険の加入記録しか無く、申立ての事業所に確認したところ、申立期間当時、同事業所での厚生年金保険の加入期間が 1 年の社員の人事記録はあるが、加入期間が 1 か月の申立人や A 氏の人事記録は無いとしている。

(2) 申立人には同事業所での雇用保険の加入記録が無い。

- (3) 申立期間に申立ての事業所に在籍していた社員8人に聴取したところ、申立人を記憶していた2人は「申立人はB社の社員ではなく、同社の下請としてA氏の下で働いていた。」と供述している。
- (4) A氏は「申立人はB社の社員ではなく、私の下で同社の仕事をしていました。」と供述し、A氏と同日付けでF社での厚生年金保険の加入記録がある同僚も、「私は昭和45年からA氏の下で申立人と一緒に働いていた。」と供述している。
- (5) 申立人にF社の厚生年金保険の加入記録があることについて、A氏は「C社のE工場で作業をする際、同工場から社会保険等に加入することを求められたが、B社の社員ではないため、F社の事業主に頼んで同社の社員として社会保険に加入させていた。」と説明しており、F社の元事業主もこれを認めている。
- (6) 申立ての事業所には申立人の健康診断記録（昭和47年4月から12月まで）が保存されているが、これに付されている申立人の5000番台の個人管理番号について、同事業所は「当時は協力会社の作業員の健康診断も当社で行っており、申立人の番号は協力会社の作業員に付された番号である。」と説明している。
- 3 また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 10 日から 53 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社B工場から子会社のC社に出向していたが、この期間中の厚生年金保険の標準報酬月額が出向前の標準報酬月額に比べ減額されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立事業所において専務取締役を務めており、申立期間における標準報酬月額は、昭和 51 年 9 月までは 16 万円、同年 10 月以降は 18 万円であるが、同時期に申立事業所の代表取締役であった者の標準報酬月額は、同年 9 月までは 17 万円、同年 10 月以降は 20 万円であり、両者を比べてみて、申立人の標準報酬月額が取り立てて低額であるとは言えない。

また、申立人は申立期間における給与の支払元についてはよく覚えていないとしているが、申立人の妻は、申立期間中の給与は、申立事業所とA社の両社から合わせて 20 万円くらい支給されていたと述べている。

しかしながら、A社は、申立期間における賃金台帳等の関連資料は保管していないため明確なことは分からないが、申立期間当時は、出向社員の給与は、すべて出向先から支給されるのが慣例であり、申立期間において同社が給与を支払いながら社会保険の被保険者資格を喪失させることは考え難いとしている。

さらに、申立事業所は既に廃業していることなどから、申立人の申立期間における給与額、厚生年金保険料控除額等をうかがわせる関連資料は残っておらず、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 26 年 10 月 1 日から 32 年 1 月 10 日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。同社を退職した後、脱退手当金を受け取った覚えは無いにもかかわらず、社会保険庁の記録では、脱退手当金を受給したことになっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が退職した昭和 32 年の前後 2 年間に退職した 31 人の女性社員のうち、脱退手当金を受給した記録がある者が申立人を含め 17 人いることが確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 32 年 4 月 3 日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給決定されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人は、申立事業所を退職後、別の事業所に勤務しているが、同事業所での被保険者台帳記号番号は申立事業所での記号番号とは別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年6月1日まで
私は事業の立ち上げから廃止までA社で勤務していた。昭和25年6月1日から26年7月1日までの厚生年金保険加入記録はあるが、その前の期間についても厚生年金保険に加入していたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員の供述から、申立人が申立期間について勤務していたことは推認できるが、申立人が記憶している同僚については死亡等により連絡がとれず、申立事業所に係る被保険者名簿において確認できる従業員からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

また、申立事業所は既に廃業しており、人事記録等申立てに関する資料は確認できず、取締役であった申立人も賃金台帳等関連資料を保管していない。

さらに、代表取締役及び申立人以外の取締役（1人）は申立事業所で加入記録が無く、従業員2人のうち1人は申立人と同様、加入が遅れている上、当該従業員が同僚とする者の中にも申立事業所で加入記録が無い者がみられることから、申立事業所は厚生年金保険の加入について取締役や従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 6 月 15 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①について、A社に6か月程度勤務したのに3か月しか記録が無い。

申立期間②について、B社に勤務し、夏の暑い時期にアイスクリームを販売していた記憶があるのに、5月末で退職している記録となっている。

申立期間③について、C社に勤務し、退職時に保険料を2か月分引かれていた記憶があるのに、厚生年金保険の加入期間が1か月しか無い。

いずれの期間も厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主は、「保管していたメモによると、申立人については社会保険庁の記録どおり加入させていた。」としている。

また、申立人は、当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の保管する申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 34 年 6 月 15 日、資格喪失日は同年 9 月 26 日となっており、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

2 申立期間②について、申立事業所及び申立事業所が加入している健康保険組合は、書類を保存していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の保管する申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 37 年 3 月 14 日、資格喪失日は同年 6 月 1 日となっており、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

- 3 申立期間③について、申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 37 年 12 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立事業所は登記していないため、取締役等から聴取を行うことができない上、申立人は、当時の同僚等を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述は得られない。

- 4 いずれの申立期間についても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 18 日から 2 年 7 月 21 日まで

私は、正社員としてA社に採用され、同社が仕事を請け負っていたB社で、月曜日から土曜日まで毎日(午前8時から午後5時まで)働いていた。

A社から配属されていた他のスタッフは雇用契約が2か月に1度更新されていたが、私にはその更新は無く、正社員として入社し残業も度々したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立事業所は、当時の資料を保管していないため人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

また、申立事業所は、「昔は、本人の申出により、雇用保険には加入させるが社会保険には加入させない社員はいた。」と説明しており、申立人も会社から健康保険証はもらった覚えが無いとしていることから、申立事業所は何らかの事情で厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立人の勤務実態や保険料の控除を裏付ける供述は得られない上、申立人の保証人(B社で加入記録有り)からも申立人の保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所では申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い上、請負元の事業所においても、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。